

高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ 针对高等学校等毕业后考虑在日本就业的外籍人员

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。

それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。

出入国在留管理庁对于随父母等在日本居住的外国人，如果高等学校等毕业后在日本就业，认可“定居者”或“特定活动”的在留资格变更。

各项主要条件以及在留资格变更许可申请时提交资料如下。

要件 要件

定住者 定居者	特定活動 特定活动
我が国の義務教育（小学校及び中学校）を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。 日本の义务教育结业 *中学包括夜校。	—
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。 その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。 日本の高等学校等毕业或即将毕业 *高等学校包括定时制课程及函授制课程。其他对象学校请于法务省HP确认。	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて、 日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。 日本の高等学校等毕业或即将毕业 *但是，高等学校等的插班生，除了毕业以外，还必须具备 日语能力N2程度的日语能力。
—	扶養者が身元保証人として在留していること 扶养人作为身份保人居住在日本
<p>入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。</p> <p>来日后，一直以“家属滞在”在留资格居住在日本 *在留资格“家属滞在”以外的居住者，如果符合“家属滞在”在留资格条件，也属于本措施的对象。</p>	
<p>入国時に18歳未満であること 来日时未满18岁</p>	
<p>就労先が決定（内定を含む。）していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲（1週につき28時間）を超えて就労すること 就业单位已定（包括内定。） *在该就业单位的就业时间超过资格外活动许可的范围（每周28小时）</p>	
<p>住居地の届出等、公的義務を履行していること 履行居住地申报等公共义务</p>	

在留資格変更許可申請の際の提出資料
在留資格変更許可申請时提交资料

定住者 定居者	特定活動 特定活动
<p>在留資格変更許可申請書（T）（縦4 cm×横3 cmの写真を貼付） 在留資格変更許可申请书（T）（贴付纵4 cm × 横3 cm照片）</p>	<p>在留資格変更許可申請書（U）（縦4 cm×横3 cmの写真を貼付） 在留資格変更許可申请书（U）（贴付纵4 cm × 横3 cm照片）</p>
<p>履歴書（我が国の義務教育を修了した経歴について記載のあるもの） 履历书（记载日本的义务教育结业履历）</p>	<p>履歴書（我が国の高等学校等への入学日の記載のあるもの） 履历书（记载进入日本的高等学校等的入学日期）</p>
<p>我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類（卒業証書の写し又は卒業証明書） 证明毕业于日本的小学及中学的资料（毕业证书副本或毕业证书）</p>	<p>我が国の高等学校等の在学証明書（入学日の記載のあるもの） 日本的高等学校等的在学证明（记载入学日期）</p>
<p>—</p>	<p>高等学校等に編入した者については、以下のいずれかの資料 ・日本語能力試験N2以上 ・BJTビジネス日本語能力テスト・J L R T聴読解テスト（筆記テスト）400点以上 高等学校等の插班生，还需要以下任何资料 ・日语能力考试N2以上 ・日BJT商务日语能力测试和JLRT听力读解测试（笔试）400分以上</p>
<p>身元保証書 身份保证书</p>	<p>扶養者を保証人とする身元保証書 扶养人作为保人的身份保证书</p>
<p>我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類 日本の高等学校等毕业或证明即将毕业的资料</p>	
<p>我が国の企業等に雇用されること（内定を含む。）を証明する書類（雇用契約書，労働条件通知書，内定通知書等。内定通知書に雇用期間，雇用形態及び給与の記載がない場合は，これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。） 证明被日本企业等雇用（包括内定）的资料（雇用合同、工作条件通知、内定通知等，如果内定通知没有记载雇佣期、雇用形态及工资，需要同时提交明确这些事项的招聘书等资料。）</p>	
<p>住民票（世帯全員の記載があるもの。個人番号（マイナンバー）については省略し，他の事項については省略のないもの。） 居民票（记载全体家庭成员。个人号码（My Number）可省略，其他事项不可省略。）</p>	

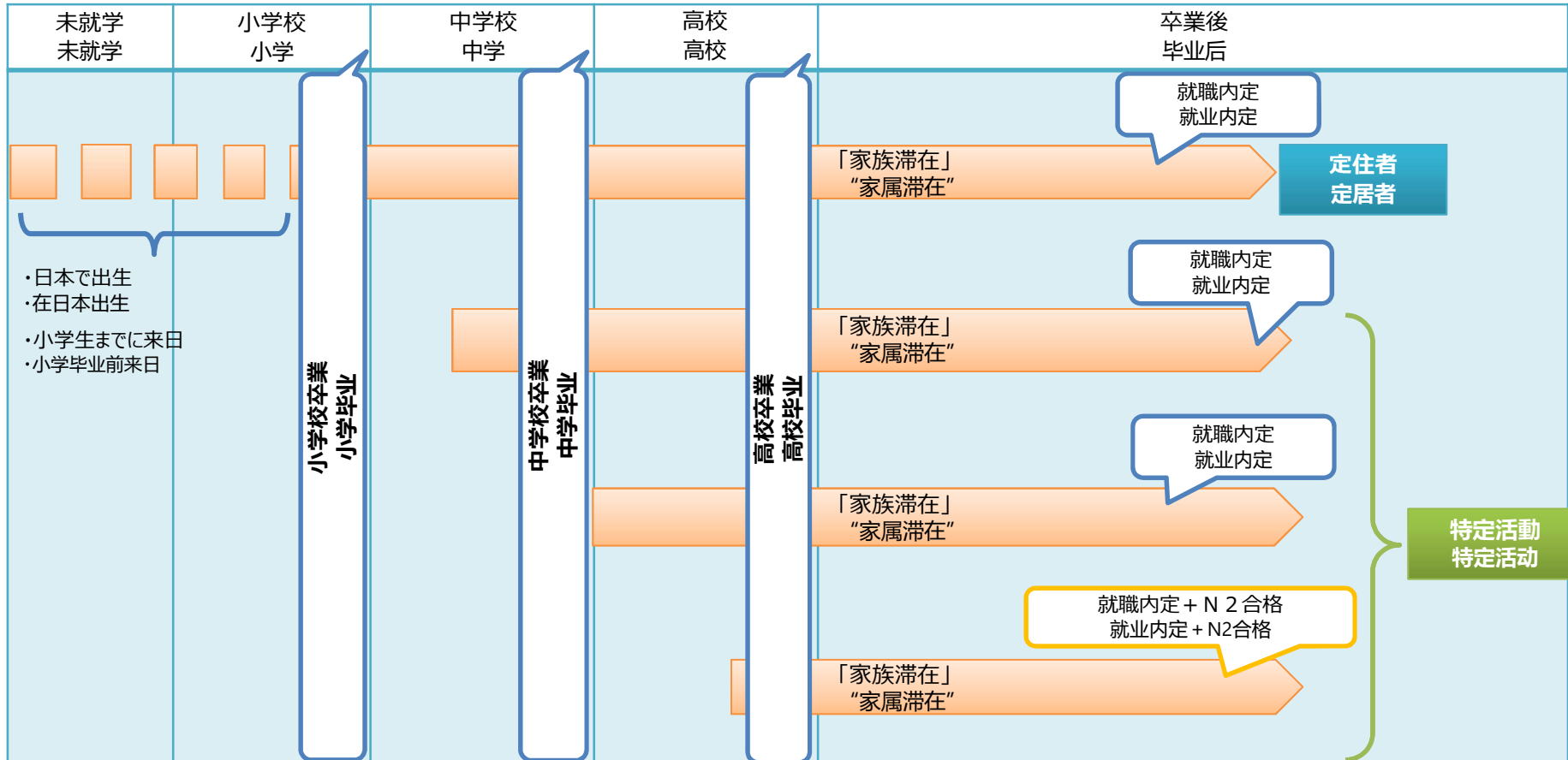
※申請いただいた後に，出入国在留管理局における審査の過程において，この他に資料を求める場合もあります。

*申请后，出入国在留管理局在审查过程中有可能要求提交其他资料。

主なルート
 主要途径

定住者：17歳までに入国+小学校卒業+中学校卒業+高校卒業+就職内定
 定居者：18岁前入境+小学毕业+中学毕业+高校毕业+就业内定

特定活動：17歳までに入国 + { 高校入学(編入を除く)→卒業
 高校入学(插班除外)→卒業
 高校編入→卒業+日本語能力N2
 高校插班→卒業+日语能力N2 } + 就職内定+親(日本在留)の身元保証
 特定活动：18岁前入境 + 就业内定+父母(居住日本)的身份保証



※「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

* “家属滞在” 以外在留资格的居住者，如果符合“家属滞在”在留资格条件（“留学”等）也属于本措施的对象。

〈問い合わせ先〉

永住審査部門

TEL 011-261-7502

TEL 06-4703-2100

TEL 022-256-6076

神戸支局

TEL 078-391-6377

TEL 0570-034259
所属部署番号610
TEL 03-5796-7234

TEL 082-221-4411

TEL 087-822-5852

横浜支局

TEL 045-769-1720

TEL 092-717-5420

TEL 052-559-2150

那覇支局

TEL 098-832-4185